

高知県警察特殊詐欺等被害防止啓発事業委託業務プロポーザル審査要領

高知県警察特殊詐欺等被害防止啓発事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次に掲げる事項をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県警察特殊詐欺等被害防止啓発事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は140点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 業務遂行能力 (35点)
- (2) 企画提案内容 (90点)
- (3) 見積価格 (15点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を次のとおり開催します。

(1) 日時及び場所

日時：令和7年7月8日（火）午後3時から（予定）

場所：高知市丸ノ内2丁目4番30号 高知県警察本部 1階聴聞室

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は、1者30分以内とします。
- ② 順番は、別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションの内容に対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、企画提案内容の点数が高い者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合点数の得点が6割に満たない場合は、候補者又は次点者として選定しません。